○白岡市情報公開条例

資料　３

平成７年９月２２日

条例第２０号

（目的）

第１条　この条例は、市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨にのっとり、市民の市政情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、市政情報の公開について必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　市政情報　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第１１条において同じ。）で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ　市の図書館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

⑵　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

⑶　市政情報の公開　実施機関がこの条例の規定（第１４条及び附則第３項の規定を除く。）に基づき、市政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、第１条の目的を達成するため、市政情報は原則として公開するものとし、市民の市政情報の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

２　実施機関は、市政情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

３　実施機関は、市政情報の適正な管理及び市政情報の公開の手続その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより市政情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

（市政情報の公開を請求できるもの）

第５条　次に掲げるものは、実施機関に対して、市政情報の公開（第３号から第５号までに掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る市政情報の公開に限る。）を請求することができる。

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

⑶　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

⑷　市内に存する学校に在学する者

⑸　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（公開しないことができる市政情報）

第６条　実施機関は、公開の請求に係る市政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該市政情報の公開をしないことができる。

⑴　法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報

⑵　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

イ　公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ　法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

⑶　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ　市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ　ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

⑷　市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

⑸　市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

⑹　市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

⑺　人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の捜査及び予防その他の公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

（市政情報の部分公開等）

第７条　実施機関は、公開の請求に係る市政情報に前条の規定により公開しないことができる情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該市政情報の公開をしなければならない。

２　実施機関は、前条の規定により公開しないことができる市政情報であっても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該市政情報の公開をしなければならない。

（市政情報の公開の請求方法）

第８条　第５条の規定により、市政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

⑴　住所及び氏名（法人等にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

⑵　公開の請求に係る市政情報の件名又は内容

⑶　前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

（存否応答拒否）

第９条　前条の規定による請求に対し、当該請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第６条の規定において保護しようとする利益を害することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

（市政情報の公開の請求に対する決定等）

第１０条　実施機関は、第８条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して１５日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

２　実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに第８条の規定により請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

３　前項の場合において、市政情報の公開をしない旨の決定（第７条第１項の規定により、公開の請求に係る市政情報の一部を公開しないこととするとき、前条の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る市政情報を保有していないときを含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該市政情報が期間の経過により公開できるものとなる場合であって、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

４　実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を通知しなければならない。

５　実施機関は、第１項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る市政情報に市以外の第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（市政情報の公開の実施及び方法）

第１１条　実施機関は、前条第１項の規定により市政情報の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し、当該市政情報の公開をしなければならない。

２　実施機関は、公開の請求に係る市政情報を直接公開することにより、当該市政情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該市政情報を複写したもの（電磁的記録その他これに類するものについては、当該市政情報から出力し、又は採録したもの）により市政情報の公開をすることができる。

（手数料等）

第１２条　市政情報の公開等に係る手数料は、無料とする。

２　市政情報の公開等において、市政情報の写しの交付（前条第２項に規定する市政情報を複写したものの交付をする場合を含む。）を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第１３条　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第１３条の２　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、白岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

⑴　審査請求が不適法であり、却下する場合

⑵　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る市政情報の全部を公開することとする場合（当該市政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

３　第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

⑴　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

⑵　請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

⑶　当該審査請求に係る市政情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（市政情報の任意的公開）

第１４条　実施機関は、第５条の規定により市政情報の公開を請求することができるもの以外のものから市政情報の閲覧若しくは視聴又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

（市政情報の検索資料の作成等）

第１５条　実施機関は、市政情報を検索するために必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（市政情報の整備等及び情報公開・個人情報保護審議会）

第１６条　実施機関は、市政情報の整備、市政情報の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

２　実施機関は、前項の規定により、市政情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、白岡市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（運用状況の公表）

第１７条　市長は、毎年度１回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報提供の充実）

第１８条　実施機関は、この条例の定めるところにより市政情報の公開を行うほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

（出資法人への要請）

第１９条　市が出資その他の財政支出を行う法人（以下「出資法人」という。）で実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する文書その他情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　実施機関は、当該出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（指定管理者への要請等）

第２０条　前条の規定は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により同項の指定管理者の指定を受けた者に同法第２４４条第１項に規定する公の施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、前条第１項中「保有する文書」とあるのは、「保有する公の施設の管理に係る文書」と読み替えるものとする。

（他の法令等との調整）

第２１条　この条例は、他の法令等の規定により、市政情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は市政情報の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、平成７年４月１日以後に実施機関が作成し、又は取得した町政情報について適用する。

（適用日前の町政情報の任意的公開）

３　実施機関は、前項に規定する適用日前に作成し、又は取得した町政情報について閲覧若しくは視聴又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。